

平成 27 年 度

包 括 外 部 監 査 の 結 果 報 告 書

【概要版】

(指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行)

平成 28 年 3 月

岐阜県包括外部監査人

公認会計士 渋谷 英 司

包括外部監査の結果報告書

第1	外部監査の概要	1
1	外部監査の種類	1
2	選定した特定の事件	1
	(1) 外部監査対象	1
	(2) 外部監査対象期間	1
3	事件を選定した理由	1
4	外部監査の方法	2
	(1) 監査の要点	2
	(2) 監査対象部署等	2
	(3) 主な監査手続	3
5	外部監査の実施期間	3
6	外部監査人及び補助者の資格と氏名	3
7	利害関係	3
第2	包括外部監査対象の要約	4
1	包括外部監査の実施手続	4
	(1) 実施手続の概要	4
2	指摘及び意見の一覧	5

包括外部監査の過程で認識した指摘・意見は、報告書において、【指摘】、【意見】として記載しています。それぞれの内容は次のとおりです。

・【指摘】は法令や規則等に反する事項、もしくは適切性を欠いており、是正・改善することがよいと考える事項です。

・【意見】は規則違反ではないが、組織及び運営の有効性・効率性・経済性の観点から、配慮することが望ましい事項です。

・【指摘】【意見】に添えて付した「」マークは、識別した事項の中で、監査人として特に伝達したい事項であり、「」の数が多いほど、重要度が高い事項です。

なお、報告書に記載している金額は、表示単位未満を切り捨て表示しています。

包括外部監査の結果報告書

第 1 外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び岐阜県外部監査契約に基づく監査に関する条例第 2 条に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件

(1) 外部監査対象

指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行

(2) 外部監査対象期間

平成 26 年度

(ただし、必要な範囲内で過年度分、平成 27 年度分も対象にします。)

3 事件を選定した理由

公の施設とは「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」と定められています。公の施設に関しては、多様化する住民ニーズに効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的として、平成 15 年の地方自治法改正で、「指定管理者制度」が導入されました。

県をはじめ普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体を指定管理者として指定し、その施設の管理を行わせることができるものとされていることから、岐阜県においても、その必要があると判断した施設については設置管理条例に所定の事項を規定し、指定管理者による公の施設の管理が実施されています。公の施設について、直営で管理するか、指定管理者制度を導入するかは、個別の法律による管理主体の制約状況を考慮するほか、その施設の性格、県民サービスの質の向上、業務の効率性、経

費節減等の観点から幅広く検討を行い、最適な方法を選択するものとされています。

岐阜県において、公の施設の設置目的を踏まえ、指定管理者制度の導入の可否の判断が適切に行われているか、指定管理者制度を導入することとした施設の指定管理者の選定は適切に行われているか、指定管理者の管理・評価に関する要綱等は適切に整備されているか、指定管理者との基本協定等の内容は適切か、施設の管理運営及びその評価が経済性・効率性・有効性を意識して行われているかを検討することは、ファシリティマネジメントの視点からも有意義であると判断し、監査テーマとして選定しました。

4 外部監査の方法

(1) 監査の要点

- ア 指定管理者制度の導入の可否の判断が適切に行われているか。
- イ 指定管理者制度を導入することとした施設の募集要項が適切に作成され、指定管理者の選定が適切に行われているか。
- ウ 指定管理者の管理・評価に関する要綱等は適切に整備されているか。
- エ 指定管理者との基本協定等の内容は適切か。
- オ 施設の管理運営及びその評価が経済性・効率性・有効性を意識して行われているか。
- カ 県によるモニタリングが効果的に行われ、施設の運営に反映されているか。
- キ 公の施設が設置目的に基づいて、有効に利活用されているか。
- ク 県による利用料金の設定は、受益者負担の考え方に基づいて、適切に行われ、適時、見直しが行われているか。

(2) 監査対象部署等

- ア 知事部局
- イ 教育委員会
- ウ その他（視察実施施設の指定管理者）

(3) 主な監査手続

- ア 指定管理者制度が導入されていない施設に対する導入の可否の検討状況確認
- イ 指定管理者制度導入施設に係る募集・選定手続の検討
- ウ 指定管理者の管理・評価に関する要綱等の検討
- エ 県と指定管理者との間で交わされた基本協定等の検討
- オ 施設の視察、及び管理・運営に係る資料の閲覧
- カ 県によるモニタリングの実施状況の確認、及び運営への反映のための対応状況の確認
- キ 設置時点の利用見込、指定管理者選定時の利用目標を踏まえた利活用状況の確認
- ク 県による利用料金の設定の考え方、及び利用料金の見直し状況の確認

5 外部監査の実施期間

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 28 日まで

6 外部監査人及び補助者の資格と氏名

外部監査人	公認会計士	渋谷	英司
補助者	公認会計士	高木	由香里
補助者	公認会計士	内山	隆夫
補助者	公認会計士	松井	伸
補助者	公認会計士	小川	由美子
補助者	公認会計士	山田	将光
補助者	公認会計士	今瀬	彰夫
補助者	公認会計士	城野	沙織

7 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 に規定されている利害関係はありません。

第2 包括外部監査対象の要約

1 包括外部監査の実施手続

(1) 実施手続の概要

本監査においては大きく分類して、次の項目を検討しました。

- ア 指定管理者制度導入の可否の検討状況(報告書 P27～)
- イ 指定管理者制度導入施設の視察(報告書 P64～)
- ウ 指定管理者が変更となった公募施設に係る選定状況の検討(報告書 P164～)
- エ 応募が1団体のみであった公募施設に係る選定状況の検討(報告書 P175～)
- オ ファシリティマネジメントに向けた取組み(報告書 P180～)

各検討項目の手順の概要は次のとおりです。

ア 指定管理者制度導入の可否の検討状況

平成26年度に指定管理者を導入していない公の施設のうち、個別の法律による管理主体の制約がない施設について、指定管理者制度を導入しない理由を所管課に質問するとともに、他自治体における導入事例を踏まえ、指定管理者制度導入の可否を検討しました。

イ 指定管理者導入施設の視察

施設の概要、収支の状況を把握するとともに、指定管理者の選定手続、申請時事業計画書記載事項の履行状況、利用料金制度を導入している場合は料金設定・料金収受の状況、自主事業の状況、物品管理の状況、指定管理者から県に対する報告の状況、県の指定管理者に対する監督・評価の実施状況を中心として、管理運営の実施状況を検討しました。

ウ 指定管理者が変更となった公募施設に係る選定状況の検討

施設の概要、収支の状況を把握するとともに、次期指定管理者に求めるべき事項が審査委員に伝達されているか、選定結果がそれを踏まえたものとなっているかを中心に、指定管理者の選定手続を検討しました。

エ 応募が1団体のみであった公募施設に係る選定状況の検討

施設の概要、収支の状況を把握するとともに、応募が1団体のみとなった要因の有無、応募団体の評価が適切かを中心に、指定管理者の選定手続を検討しました。

オ ファシリティマネジメントに向けた取組み

今後の指定管理者制度の更なる有効な運用を考えるにあたり、ファシリティマネジメントに向けた取組みについて、参考意見を記載しました。

2 指摘及び意見の一覧

指摘及び意見の一覧は表 2-2-1 のとおりです。

表 2-2-1 指摘及び意見の一覧

記載頁 施設名 (注)	指摘・意見の内容	対象課
P31 南飛騨健康増進センター	【意見】 指定管理者制度導入についての継続的検討 指定管理者制度導入に関して、定期的に適用の可能性を検討することが望まれます。	健康福祉政策課
P38 岐阜県高山陣屋	【意見】 指定管理者制度導入についての継続的検討(再掲) 指定管理者制度導入について、定期的に適用の可能性を検討することが望まれます。	社会教育文化課

P56	<p>【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望めます。</p> <p>また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望めます。</p>	各所管課、各指定管理者
P56	<p>【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望めます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望めます。</p>	各指定管理者
P57	<p>【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望めます。</p> <p>年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望めます。</p>	各所管課
P58	<p>【意見】 評価員会議の評価結果への対応 評価員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどして、具体的な対応、効果などを適時確認できるような体制づくりが望めます。</p>	各所管課、各指定管理者
P58	<p>【意見】 指定管理者交代の場合の手續の明確化 業務を引継ぐにあたっては、所管課が主体的に現指定管理者と次期指定管理者との間に入り、引継ぎが適切に実施できるように努めることが望めます。</p> <p>引継ぐべき項目について、確実に対応を行うためには、協定書に「引継ぎの項目については別途協議する。」等の条項を設け、実際に引継ぎ業務が発生した場合に、適時適切に関与することが望めます。</p>	各所管課、管財課
P59	<p>【意見】 稼働率算定の根拠の記載と定性情報による補足の実施 施設の性質、利用形態は個々の施設により異なるため、一律的な対応はできないと思われませんが、稼働率をどのように算定しているかを注記する等の対応が望めます。</p>	各指定管理者

P62～63	<p>【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえ、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。</p>	各所管課
P70 メモリアル	<p>【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲) 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。</p>	地域スポーツ課
P70 メモリアル	<p>【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。</p>	指定管理者
P71 メモリアル	<p>【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。</p>	地域スポーツ課
P71 メモリアル	<p>【意見】 帳簿記載の変更状況の把握と責任の明確化 基本となる帳簿類は、取引の発生の実に基づいて内容を確定させることが重要であることから、書換え不能の筆記具を利用して記載するとともに、訂正を行うにあたっては、誰の責任において訂正したかが判別できるよう、訂正印を押印することが望まれます。</p>	指定管理者
P71～72 メモリアル	<p>【意見】 駐車場利用券受払簿の確認と実査の体制 駐車場利用券は金券であることから、現金預金に準じて管理することが望まれます。 帳簿記録の信頼性を確保するうえでは、受払簿の記録は、定期的に管理者による内容の確認を受けるとともに、牽制の意味からも、管理者が適宜、残高の実査を行う体制を整備することが望まれます。</p>	指定管理者

P72 メモリアル	<p>【意見】 回収した駐車場利用券の処理の第三者確認 駐車場利用券は金券であることから、回収利用券の再利用の判断にあたっては、管理者の確認を受けたいうえで、再利用分は利用分として受入処理を行うとともに、破棄分は再利用できないように破棄等の処理を行うことが望まれます。</p>	指定管理者
P72 メモリアル	<p>【指摘】 経費の勘定科目誤り スポーツドクター、看護師への謝金、これらの振込手数料、派遣社員の派遣元への支払は(公財)岐阜県体育協会の職員でない者に関する支払であるため、人件費以外の勘定科目を使用することが必要です。</p>	指定管理者
P73 メモリアル	<p>【意見】 報告書の修正時の対応 報告書の訂正を行う場合には、訂正印を押印することにより、誰の責任において変更を行ったかを明確にするか、報告書を再作成のうえ、所定の承認を得て提出することが望まれます。</p>	地域スポーツ課
P78～79 ふれあい	<p>【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲) 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。</p>	文化振興課
P79 ふれあい	<p>【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。</p>	指定管理者
P79 ふれあい	<p>【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。</p>	文化振興課

P80 ふれあい	<p>【指摘】 利用料金規程の県への未提出 指定管理者は、利用料金の額及び納付方法の詳細(減免の基準を含む。)について定めた利用料金規程を整備するとともに、利用料金規程を指定期間の開始前に県に届け出ることが必要です。 また、県は、届出事項について、届出が行われているかを確認することが必要です。</p>	文化振興課、 指定管理者
P80 ふれあい	<p>【意見】未交付チケットの販売伝票への貼付 チケットの販売枚数と収入金額の関連を網羅的に把握するうえでは、当日キャンセルとなったチケットを販売伝票に貼付し、キャンセル分として綴っておくことにより、チケット販売と収入額の検証を網羅的に行うことが望めます。</p>	指定管理者
P81 ふれあい	<p>【意見】 無料シャトルバスの運行に係る合意書面未整備 無料シャトルバスの運行内容について、指定管理者と運行会社間で、書面での日時や本数等の合意を行うことが望めます。</p>	指定管理者
P81 ふれあい	<p>【指摘】 無料シャトルバスの運行に係る経費の負担者不適切 ふれあい会館の無料シャトルバスは、自主企画事業であるコンサートの実施日のみ運行されており、指定管理業務のために行っているものですが、当該運行経費を指定管理者を構成するグループの代表構成員である会社が負担しており、指定管理業務に係る経費として扱っていません。 無料シャトルバスの運行は本来、指定管理業務に関連付けて認識すべき事業であり、運行経費は指定管理者が負担することが必要です。</p>	指定管理者
P81 ふれあい	<p>【意見】使用見込みのない銀行口座の整理 長期にわたり使用されていない口座については、今後の使用見込みの有無の判断を行うとともに、使用が見込まれない場合には、解約することが望めます。</p>	指定管理者
P82～83 ふれあい	<p>【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえ、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。</p>	文化振興課
P85 ふれあい	<p>【指摘】 現物実査で突合せできなかった物品の報告未実施 現物と物品一覧表との突合せができなかった物品については、「物品の現物実査実施要領」に基づいて、その都度、実査担当者は「現物実査結果報告書」により現物実査実施機関の出納員に不突合の事実、原因について報告し、報告を受けた出納員はその内容を確認し、「年度現物実査の結果について」により現物実査実施機関の長に報告を行うことが必要です。</p>	文化振興課

P90 陽光園	<p>【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲)</p> <p>申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。</p> <p>また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。</p>	障害福祉課
P91 陽光園	<p>【意見】 事業報告書の記載内容の確認</p> <p>事業報告書に関しては、指定管理者が責任を持って確認したうえで提出するとともに、所管課、評価委員などの関係者も、事業報告書の記載内容を十分に吟味することが望まれます。</p>	障害福祉課、 指定管理者
P91 陽光園	<p>【意見】 月次業務報告書の様式の検討</p> <p>月次業務報告書には提出日の記載がありませんでしたが、期限内に適時に報告されたことを明確にする意味でも、提出日を記載することが望まれます。</p> <p>また、行事や会議など月により実施状況が異なる項目については、実施未実施の状況確認が容易にとれるよう書式の統一を図ることが望まれます。</p> <p>更に、利用料金の状況については、年度計画に対する進捗状況を確認する観点からは、単月の金額だけでなく累計額も報告することが望まれます。</p>	障害福祉課
P92 陽光園	<p>【指摘】 施設利用料金の書面による承認の実施</p> <p>岐阜県立陽光園管理運営協定書に従って、利用料金について書面による県の承認を受けることが必要です。</p>	指定管理者、 障害福祉課
P92～93 陽光園	<p>【意見】 申請書類と運用書類の関連性の確保</p> <p>指定管理者が申請にあたって提案した事項が達成されているかについては、指定管理者も、県も状況を把握することが管理運営上望まれます。</p> <p>そのため、申請時の書式と実際の施設管理に利用している書式を可能な範囲で共通化するとともに、書式が異なる場合には、その関連が確認しやすい形で運用を進めることが望まれます。</p>	指定管理者
P93 陽光園	<p>【指摘】 サービス区分別会計単位の未設定</p> <p>社会福祉法人会計基準が求める会計区分のうち拠点区分は設けられていますが、指定障害福祉サービス事業とその他の事業が一つの会計で管理されているため、会計基準に従ってサービス区分を設定することが必要です。</p>	指定管理者

P93 陽光園	<p>【指摘】経費の勘定科目誤り(再掲)</p> <p>平成 26 年度の事業報告書上、自主事業である日中一時支援事業に関する経費は全額人件費でしたが、当該人件費の算出資料においては、内訳は人件費と給食費でした。</p> <p>本来、給食費は人件費でなく事業費として処理・報告すべきであり、正しい科目で処理することが必要です。</p>	指定管理者
P94 ~ 95 陽光園	<p>【指摘】備品台帳の記帳の正確性未確認</p> <p>備品台帳は総勘定元帳の補助簿に相当する帳簿であり、県福祉事業団の経理規程に基づき、備品台帳と総勘定元帳との整合性を確認することが必要です。</p>	指定管理者
P102 科技 C	<p>【意見】 施設利用状況の設置目的との合致状況の検証</p> <p>公の施設は設置目的が明確にされていることから、設置目的にかなった利用がなされているかについて、検証を行うことが望まれます。</p>	産業技術課
P103 科技 C	<p>【意見】 貸出施設のあり方の検討の実施</p> <p>施設の設置目的を踏まえ、必要となる貸出施設の決定を行ったものと思われませんが、現状では、設備過剰といえる状況です。</p> <p>開館から 15 年が経過し老朽化も進んでおり、施設の設置の趣旨を尊重する趣旨からは、会議室の絞り込み・転用についても検討することが望まれます。</p>	産業技術課
P103 ~ 104 科技 C	<p>【意見】 図書資料室及び資料の利活用方法の検討</p> <p>現状の図書資料室は、施設の設置目的に基づいた利活用が行われているとはいえない状況です。</p> <p>行財政改革アクションプランから既に 5 年が経過しており、当センターの設立の趣旨である科学技術に関する研究開発、産学官の交流及び県民に対する情報提供を行うことを充足するうえでは、資料室の継続を含め、今後の方向性について再検討が望まれます。</p>	産業技術課
P104 科技 C	<p>【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲)</p> <p>申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。</p> <p>また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。</p>	産業技術課
P104 科技 C	<p>【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲)</p> <p>年度事業計画書を作成するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。</p>	指定管理者

P105 科技 C	<p>【指摘】 月次業務報告書の提出遅延 年度協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。</p>	指定管理者
P105 科技 C	<p>【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望めます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望めます。</p>	産業技術課
P106 科技 C	<p>【指摘】 利用料金後納申請書の未作成 岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の定めに従って、利用料金後納申請書に基づいた承認を行うことが必要です。岐阜県科学技術振興センター条例施行規則の定めが、本来あるべき運用に合致していない場合には、規則の変更を行うことが必要です。</p>	指定管理者
P106 科技 C	<p>【指摘】 運営協議会の未設置 基本協定書において、運営協議会の設置を要請している以上、運営協議会に関して必要な取決めを行うとともに、目的を踏まえて運営協議会を開催することが必要です。運営協議会自体が不要であると判断されるのであれば、基本協定書の見直しを行うことが必要です。</p>	指定管理者、 産業技術課
P107 科技 C	<p>【指摘】 自主事業の位置づけの検討 岐阜県科学技術振興センターでは、駐車場の借上が実施する自主事業とされていますが、自主事業は指定管理業務の範囲外で、自己の責任において行う業務であり、本来、指定管理者としては、収支のバランスを考慮したうえで実施することが必要です。 駐車場の確保は、指定管理業務のために行っているものであり、費用負担のみが発生します。駐車場の借上は、指定管理業務に関連付けて認識すべき事業です。</p>	産業技術課
P108 科技 C	<p>【意見】 施設全体の収支の把握 施設全体の業務の状況の把握の視点からは、指定管理業務とされていない業務を含め、指定管理者がどのような業務を実施しているか、施設全体の収支がどうなっているかを把握することが望めます。また、全体を把握することは、次回以降の指定管理者選定時における判断材料としても有効です。</p>	産業技術課

P108 科技 C	<p>【指摘】 所管課による事業報告書計上額の確認 事業報告書により正確な事業の実態を把握するためには、正しい会計記録に基づき事業報告書が作成されることが必要です。 所管課は、指定管理者が会計記録に基づき適切に事業報告書を作成していることを確認することが必要です。</p>	産業技術課
P108～ 109 科技 C	<p>【意見】 未入金一覧表に基づく債権管理 債権も備品や在庫と同様に、指定管理事業において管理すべき資産と認められます。債権管理に関する帳簿である未入金一覧表も整備しておくべき帳簿に含め、債権管理を適切に実施することが望まれます。</p>	産業技術課、 指定管理者
P109～ 110 科技 C	<p>【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲) 現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえ、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。</p>	産業技術課
P115 MINO	<p>【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲) 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。</p>	地域産業課、 指定管理者
P115 MINO	<p>【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。</p>	指定管理者
P116 MINO	<p>【指摘】 月次業務報告書の提出遅延(再掲) 年度協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。</p>	指定管理者
P116 MINO	<p>【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。</p>	地域産業課

P117 MINO	<p>【意見】 管理運営業務評価員会議開催の早期化と事業報告書の記載項目の検討</p> <p>管理運営業務評価員会議は、条例による年度の事業計画書の提出期限が基本協定により9月末と定められていることを踏まえ、7月末までには開催することが望まれます。</p> <p>また、事業報告書に管理運営業務評価員会議でも必要とされる項目を織り込み、正式文書である事業報告書で説明責任を果たすことが望まれます。</p>	地域産業課
P117 MINO	<p>【指摘】 利用日数の報告数値の不一致</p> <p>月次業務報告書で報告される利用日数は、管理資料の正確性を確認したうえで、報告資料に反映させる必要があります。</p>	指定管理者
P117～ 118 MINO	<p>【指摘】 使用料金管理資料と報告資料の整合性の確認未実施</p> <p>使用料金管理資料に基づいて、県に利用料金の収受状況の報告を行うにあたっては、指定管理者は、作成資料の正確性の確認を行うとともに、会計帳簿との整合性の確認を行う必要があります。</p>	指定管理者
P118 MINO	<p>【指摘】 利用料金の収受状況の報告のための管理資料の保管不適切</p> <p>県への利用料金の収受状況の報告にあたり、利用料金の収受状況の報告の基礎となる資料が確認できない状況にありました。</p> <p>報告資料の基礎データについては、データの根拠を整然と説明できる形で、相当期間保管しておく必要があります。</p> <p>また、指定管理者として、資料の保管期間・保管方法を取決めておく必要があります。</p>	指定管理者
P118 MINO	<p>【指摘】 施設利用料収入の報告数値の不一致</p> <p>月次業務報告書の基礎となる使用料金管理資料は、利用の事実に基づいて把握・集計されるべきものであり、利用実績と整合させる必要があります。</p>	指定管理者
P119～ 120 MINO	<p>【意見】 附属施設設備等の利用料金の定め不適切</p> <p>県は附属施設設備等の利用料金については、1品あたりの利用料金の上限のみを定めています。</p> <p>県における条例、指定管理者の定める規程は、明確に判断ができ、誤ることなく運用できる形で定めることが望まれます。県は個々の備品に係る利用料金及び適用の単位を、指定管理者は適用区分を明確にする形で利用料金を定め、利用者等に対してわかりやすい形で提示することが望まれます。</p>	地域産業課、 指定管理者

P120 ~ 121 MINO	<p>【意見】 作陶館の位置づけの明確化</p> <p>所管課の判断では、作陶館は貸出施設でないとのことですが、作陶館は管理運営業務仕様書において、貸出対象施設として区分されています。</p> <p>作陶館の位置づけを明確にするとともに、統一した取扱いを行うことが望まれます。</p>	地域産業課
P121 MINO	<p>【指摘】施設の管理運営業務と自主事業間の取引の消去漏れ</p> <p>自主事業会計から施設の管理運営業務会計へ支払う負担金は指定管理者内部での取引であり、外部に対する支出ではありません。</p> <p>自主事業の支出、施設の管理運営業務の収入として計上したうえで、指定管理者全体の収支としては消去する必要があります。</p>	指定管理者
P122 MINO	<p>【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲)</p> <p>現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえで、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。</p>	地域産業課
P123 MINO	<p>【意見】 共通費用の事業への配賦方針の明確化と結果の確認</p> <p>事業別の損益計算書を作成するにあたっては、事業に共通する費用の配賦方針を明確にすることが望まれます。</p> <p>配賦方針を理解するとともに、委託作業の結果についても確認する体制を整備することが望まれます。</p>	指定管理者
P131 花フェス	<p>【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲)</p> <p>申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。</p> <p>また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。</p>	都市公園課、指定管理者
P131 ~ 132 花フェス	<p>【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲)</p> <p>年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。</p>	指定管理者
P132 花フェス	<p>【指摘】 月次業務報告書の提出遅延(再掲)</p> <p>年度協定で定められた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。</p> <p>実務上、提出が不可能であれば、県と協議のうえ、実施可能な期限を設定するとともに、これを遵守することが必要です。</p>	指定管理者

P132 花フェス	<p>【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲)</p> <p>月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。</p> <p>年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。</p>	都市公園課
P133 花フェス	<p>【意見】 評価員会議の評価結果への対応(再掲)</p> <p>評価員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどして、具体的な対応、効果などを適時確認できるような体制づくりが望まれます。</p>	都市公園課、 指定管理者
P133 花フェス	<p>【指摘】 利用収入の計上額の妥当性の検証未実施</p> <p>収入の計上は、個別業務の積上げに基づいて行われるべきものであり、指定管理施設において把握されている情報と会計帳簿との整合性を適時に確かめることが必要です。差異が生じている場合には、その要因を検証のうえ、必要な補正手続を実施することが必要です。</p>	指定管理者
P134 花フェス	<p>【指摘】 収入計上に係る根拠資料との整合性の確認未実施</p> <p>資料の作成にあたっては、根拠資料との整合性を適時に確認することが必要です。</p>	指定管理者
P134 花フェス	<p>【意見】 主要帳票の作成者・確認(承認)者の明確化</p> <p>利用収入調書は、収入の把握・管理に係る総括的な資料であり、重要な管理資料であることから、他の収入関連の書類と同じく、作成者・確認(承認)者及び各自が実施すべき事項を明確にするとともに、所定の手続が行われたか否かを書類上も明確にしておくことが望まれます。</p>	指定管理者
P134 花フェス	<p>【意見】 要綱の改定と統一的な取扱い実施</p> <p>要綱において、減免割合、申請書式等の基本的項目を定めておくことが望まれます。また、管理のための作成資料については、統一的な取扱いを行うことが望まれます。</p>	指定管理者
P135 花フェス	<p>【意見】 利用区分の位置づけ明確化と統一的な取扱いの実施</p> <p>利用者の利用区分を明確に位置づけ、あるべき区分で利用者数を把握するとともに、関連する資料間の数値の整合性にも配慮することが望まれます。</p>	指定管理者
P135 花フェス	<p>【意見】 特別入園者に対する取扱いの明確化</p> <p>指定管理者として、特別入園者に対する減免の方針を明確にするか、その都度、特別入園者としての取扱いに係る決裁資料を残しておくことが望まれます。</p>	指定管理者

P136 花フェス	<p>【意見】申請書類の記載事項の適切な運用</p> <p>施設利用申請書の記載項目のうち、いつ、誰が受付の許可を行ったかなどについては、施設の管理上、先方とのやり取りにおける責任関係を明確にするうえで不可欠な情報であると思われることから、申請書様式の〔公園記入欄〕は、必要に応じて様式を見直したうえで、漏れなく記載することが望まれます。</p>	指定管理者
P136 花フェス	<p>【意見】施設利用申請書の未作成</p> <p>指定管理者から持ちかけたイベントであっても、イベント実施にあたり、管理上必要な事項をどのような様式で残しておくかを検討することが望まれます。</p>	指定管理者
P136～ 137 花フェス	<p>【指摘】制限行為許可の指定管理者への通知漏れ</p> <p>県と指定管理者との情報のやり取りが適切に行われていない結果、利用者が施設を利用するにあたり、心証を害したり、スムーズに利用手続きができないといった弊害も起こりうることから、県営公園管理事務の手引に従い、指定管理者に対する通知を確実に行うことが必要です。</p>	都市公園課
P137 花フェス	<p>【指摘】施設の管理運営業務と自主事業の区分</p> <p>施設の管理運営業務と自主事業の収支を区分把握し、事業ごとの評価が行えるよう、収入だけでなく支出についても区分することが必要です。</p> <p>そもそも指定管理期間の最初の年度である平成 23 年度の事業計画書が提出された段階で、所管課である都市公園課側で自主事業の支出が区分されていない旨を指摘し、改善を求めるべきです。</p>	指定管理者
P138 花フェス	<p>【意見】共同体構成員間の取引金額の根拠資料との照合未実施</p> <p>県への報告数値の正確性を担保するため、共同体構成員間の取引金額について根拠資料と照合することが望まれます。</p>	指定管理者
P139 花フェス	<p>【指摘】有効活用不能な物品の処分未実施(再掲)</p> <p>現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえで、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。</p>	都市公園課
P140 花フェス	<p>【指摘】業務実績報告書の報告体制の整備及び確認の実施</p> <p>土木事務所は、業務実績報告書において正確な報告を行うための体制を整えるとともに、都市公園課は報告内容が妥当であるかを確認することが必要です。</p>	都市公園課

<p>P144 水族館</p>	<p>【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲) 申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。 また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。</p>	<p>都市公園課</p>
<p>P144 水族館</p>	<p>【意見】 事業収支シミュレーションの見直しの実施 申請時事業計画書の事業収支シミュレーションと比べて、平成26年度の実績は、収入・利益ともに大幅に増加しています。 当初のシミュレーションから大幅な乖離が認められることを踏まえ、事業収支シミュレーションの見直しの要否を検討するとともに、必要と認められた場合は、協定書の見直しについても検討することが望まれます。</p>	<p>指定管理者</p>
<p>P145 水族館</p>	<p>【意見】 指定管理者審査委員会の意見への対応 指定管理者審査委員会の意見は、専門家により審査の過程で認識された事項であることから、適宜、県と指定管理者とで協議を行うとともに、その対応について、記録に残しておくことが望まれます。</p>	<p>都市公園課、 指定管理者</p>
<p>P145 水族館</p>	<p>【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。</p>	<p>指定管理者</p>
<p>P145 ~ 146 水族館</p>	<p>【意見】 アンケート手法の検討 繁忙期の来館者へのアンケートのみでは、アンケートの本来の目的は達成できないことから、申請時事業計画書に記載したとおり、周辺住民のニーズ調査を実施するなど、業務改善のヒントとなるような意見の収集を意識したアンケートを実施することが望まれます。</p>	<p>指定管理者</p>
<p>P146 水族館</p>	<p>【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。</p>	<p>都市公園課</p>

P147 水族館	<p>【意見】 評価員会議の評価結果への対応(再掲)</p> <p>評価員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどして、具体的な対応、効果などを適時確認できるような体制づくりが望まれます。</p>	都市公園課、 指定管理者
P147 水族館	<p>【意見】 施設の展望に関する協議の実施</p> <p>公の施設を、魅力ある施設として維持・発展させていくうえでは、ハード及びソフトの両面から、長期ビジョンの下に業務を遂行することが望まれます。</p> <p>提案の実施の可否、投資に関する具体的な負担等について、両者の協議を進めることが望まれます。</p>	都市公園課、 指定管理者
P148 水族館	<p>【意見】 前売券販売の取扱いの明確化</p> <p>前売券販売についての取扱いを明確に定め、運用するとともに、前売券販売の履歴を確認しやすい体制を整え、会社として提示する条件に合理性が認められないようなばらつきがないかを確認できるようにすることが望まれます。</p>	指定管理者
P148 水族館	<p>【意見】 前売券販売の場合の売上計上時期の検討</p> <p>販売された前売券について、返金の義務はないことから、チケットの引渡しをもって売上を計上していますが、本来の役務の提供は入館利用により行われること、レストラン利用の場合はチケット引渡し時点では前受金で処理し、利用に応じて売上を計上していることとの整合性を図る意味からも、入館券の売上計上基準を検討することが望まれます。</p>	指定管理者
P149 水族館	<p>【指摘】 個人サポーターの会員料金設定に係る県への申請漏れ</p> <p>個人サポーターの会員料金について、県への申請が行われていません。当該制度及び会員料金について、県への申請を行うとともに、承認を受けることが必要です。</p>	指定管理者
P156 平成記念	<p>【意見】 申請時事業計画書の提案項目の達成状況の確認 (再掲)</p> <p>申請時事業計画書の提案項目の確実な遂行を図るうえでは、提案項目の実施状況について、チェックリスト等を利用して網羅的にチェックを行うことが望まれます。</p> <p>また、未実施の項目については、今後の対応方針などについて指定管理者と協議のうえ、次年度の年度事業計画書に具体的に反映し、実施すべき事項を明確にすることが望まれます。</p>	都市公園課、 指定管理者

P156 平成記念	<p>【意見】 年度事業計画書と事業報告書の関連づけ(再掲) 年度事業計画書を策定するにあたっては、申請時事業計画書の提案を踏まえ、その達成に向けた具体的計画に落とし込むことが望まれます。また、年度事業計画書で示した項目に従って事業報告書を説明できるようにすることが望まれます。</p>	指定管理者
P157 平成記念	<p>【指摘】 月次業務報告書の運用不適切 基本協定書の定めに従った月次業務報告書の提出が行われていませんでした。県と指定管理者の間で月次業務報告書の位置づけを明確にする必要があります。また、基本協定書で定めた期限内に月次業務報告書を提出することが必要です。</p>	都市公園課、指定管理者
P157 平成記念	<p>【意見】 月次業務報告書等による進捗状況の確認(再掲) 月次業務報告書において、収支は報告の対象としていませんが、年度計画の進捗状況を確認するうえでは、施設の性質を踏まえ、収支の状況に関しても、計画に対する進行状況・重要な取引の処理を適時に確認することが望まれます。 年度計画の進捗を把握するにあたり、その施設として指標となる項目について、月次・四半期等の段階でも報告を受ける体制を整備することが望まれます。</p>	都市公園課
P158 平成記念	<p>【指摘】業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)の作成漏れ 月次の業務実績の確認を実施し、適切な対応が行われたことを明確にするため、業務実績報告書及び同報告書に係る業務確認指導記録について(報告)を漏れなく作成し、回議のうえ、保管しておくことが必要です。</p>	都市公園課
P158 平成記念	<p>【意見】 評価員会議の評価結果への対応(再掲) 評価員会議の意見については、県と指定管理者との間で協議を行うとともに、年度事業計画書や月次業務報告書において、対応の進捗状況や成果に係る項目を設けるなどして、具体的な対応、効果などを適時確認できるような体制づくりが望まれます。</p>	都市公園課、指定管理者
P158～ 159 平成記念	<p>【意見】 指定管理者交代の場合の手続の明確化(再掲) 業務を引継ぐにあたっては、所管課が主体的に現指定管理者と次期指定管理者の間に入り、引継ぎが適切に実施できるよう努めることが望まれます。 引継ぐべき項目について、確実に対応を行うためには、協定書に「引継ぎの項目については別途協議する。」等の条項を設け、実際に引継ぎ業務が発生した場合に、適時適切に関与することが望まれます。</p>	都市公園課

P159 平成記念	<p>【指摘】 募集要項における減免要件の記載漏れ</p> <p>前指定管理者が減免の対応を行っていたことを踏まえ、新たな指定期間においても減免の対応を行うことが予想されたことから、募集要項において、指定管理者が公益上その他特別の理由があると認める場合には、利用料金を減免することができる旨を示すことが必要です。</p>	都市公園課
P160 平成記念	<p>【指摘】 運営収支報告書に添付する確認書の未入手</p> <p>9月末の運営収支報告書について、基本協定書で定められている税理士の資格を有する者が作成した確認書を適時に入手し、運営収支報告書に添付する必要があります。</p>	指定管理者
P160 平成記念	<p>【意見】 水道光熱費に関する合理的な按分基準の設定</p> <p>水道光熱費は、発生額のすべてを施設の管理運営業務に負担させることは妥当ではなく、合理的な按分基準を設定して自主事業にも配分することが望めます。</p> <p>また、自主事業に関する支出の考え方や配分の基準等については、経理規程に定めておくことが望めます。</p>	都市公園課、 指定管理者
P161 平成記念	<p>【指摘】 有効活用不能な物品の処分未実施(再掲)</p> <p>現物実査により確認された遊休物品は、現物実査実施要領に従い、遊休物品の登録を行うとともに、使用見込みを判断したうえ、使用見込みがない場合には、管理換え、不用決定及び処分といった対応を行うことが、物品の有効活用や管理の観点から必要です。</p>	都市公園課
P162 平成記念	<p>【指摘】 業務実績報告書の報告体制の整備及び確認の実施(再掲)</p> <p>土木事務所は、業務実績報告書において正確な報告を行うための体制を整えるとともに、都市公園課は報告内容が妥当であるかを確認することが必要です。</p>	都市公園課
P173	<p>【意見】 委員による採点の意図の明確化</p> <p>選定過程の透明性向上のため、採点表にコメント欄を設け、なぜそのような評価となったかを記載してもらい、あるいは採点を審査項目ごとではなく審査の観点毎に細分化して実施する等、委員への負荷の程度も考慮したうえで、採点の意図がより明確になるような仕組みを作ることが望めます。</p>	管財課
P178	<p>【意見】 申請団体が1団体の場合の採点実施</p> <p>申請団体が1団体の場合は、審査基準に基づいた採点が行われないことから、現状では、申請団体が審査項目を踏まえ、どのような強み弱みを持っているかなどについて、審査委員の意見が網羅的に確認されない可能性があります。</p> <p>このため、申請団体が1団体のみであった場合でも採点を実施し、採点結果について、審査委員会で確認を行い、申請団体に対する細目協議にあたって考慮すべき事項の抽出にも役立てることが望めます。</p>	管財課

P178	<p>【意見】 申請団体が1団体の場合の募集要項の検討</p> <p>申請団体が1団体の場合、特定の条件が、申請団体の申請の妨げとなっている可能性があり、募集要項を見直すことにより、指定管理者制度の趣旨をより反映した状況での指定管理者の選定ができる環境が整えられる可能性もあります。</p> <p>申請団体が1団体に限られている状況が続いているような場合には、指定管理者制度の趣旨を十分に発揮できるよう、より丁寧に募集要項の見直しを行うことが望まれます。</p>	各所管課
------	--	------

- (注)1. 個別の施設に係る指摘・意見については、施設名を記載しています。
2. 施設名の記載にあたっては、岐阜メモリアルセンターは「メモリアル」、岐阜県民ふれあい会館(ふれあい福寿会館)は「ふれあい」、岐阜県立陽光園は「陽光園」、岐阜県科学技術振興センターは「科技C」、セラミックパークMINOは「MINO」、花フェスタ記念公園は「花フェス」、世界淡水魚園水族館は「水族館」、平成記念公園は「平成記念」と記載しています。

以 上